



かりの光昭 活動ニュース

4月9日 No.3

住所：いわき市石森2丁目2-11 携帯：090-7564-3253

ボランティア除染従事者の 放射線管理 連絡協議会で 一歩前進

3月28日全建総連福島は、福島労働局に労災事故防止、放射線管理、アスベスト対策等、23項目の要請を行いました。

現在、除染ガイドラインに準じて、年間1 mSv/h (空間線量毎時0.23 mSv/h)以下に抑えるよう、除染作業が実施されています。

しかし、市町村で実施しているボランティア除染従事者の放射線管理を行う機関はありませんでした。

全建総連福島はボランティア除染従事者の健康管理を心配して、放射線管理を強化するよう要望をしました。

福島労働局は、要望をうけて、市町村と連絡協議会をつくり1月1日以降のボランティア除染従事者の放射線管理をすることになりました。

私は、昨年12月31日以前のボランティア除染従事者についても放射線管理を行うよう再度要望を行いました。



福島労働局に要請項目の説明を行う

アスベスト・じん肺で労災申請 2人認定される

全建総連福島の組合員である、石工事業主と大工職人さんが、じん肺で労災が認定されました。組合の顧問医である「ひらの亀戸ひまわり診療所」の平野先生の診断と職歴調査を行い、労災申請を行い認定されました。心配な方ご相談ください。



アスベスト・じん肺労災認定 労災保険加入から

建設業事業主や一人親方は特別加入していなければ、
労災保険で補償はされません。必ず加入をしてください。